

緊急連絡

名張毒ぶどう酒事件

弁護団が第8次再審請求を取り下げ、 第9次再審を申立て

「奥西さんが生きているうちに再審開始決定を勝ち取るため」

各都道府県本部 御中

2015年5月15日

日本国民救援会中央本部

名張毒ぶどう酒事件の弁護団から、本日、第8次再審請求の最高裁への特別抗告を取り下げ、ただちに第9次再審請求を名古屋高裁に申し立てた旨、連絡が入りました。

今回の手続については、鈴木泉弁護団長名の「名張事件を支援している皆様へ」(別紙)をご覧ください。

趣旨としては、奥西勝さんの体調を考えると最高裁での決定を待っている時間はないこと、弁護団として毒物はニッカリンTではないことをさらに明らかにする新たな鑑定書を作成したこと、しかし最高裁(特別抗告)にそれを提出しても再審の要件である「新証拠」として扱われないとの判例があること、そこで、とりわけ毒物に関する新証拠について一刻も早く事実取り調べを行って再審開始決定を勝ち取るために第8次再審請求と特別抗告申立を取り下げ、第9次再審を申し立てることにした、とのこと。文書の最後に、「弁護団は、これらの新証拠によって、奥西さんが生きているうちに、必ずや再審開始決定を勝ち取る決意であり、そのために全力を尽くす所存です。今後も、奥西勝さんと弁護団に、力強いご支援をお願い申し上げます。」と決意が述べられています。

国民救援会としても、奥西勝さんを生きて取り戻すために、ひきつづき支援者のみなさんと力をあわせ奮闘をする決意です。

また、第9次再審請求や新鑑定の内容などについては、後日、ご連絡を致します。